

## 郡上市観光連盟賛助会員規程

平成27年5月26日制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、郡上市観光連盟（以下「連盟」という。）の賛助会員に関し、規約に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入会手続)

第2条 賛助会員として入会しようとする者（以下「入会者」という。）は、入会申込書（様式第1号）により、会長に申し込まなければならない。

2 入会の可否は、会長が決定する。

3 次に掲げる者は、入会申し込みすることができない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

(2) 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員

(3) 前2号に掲げる者のほか、入会者が暴力団を利するおそれがあると会長が認める者

(理事会への報告)

第3条 会長は、理事会に入会員等の状況を報告しなければならない。

(会 費)

第4条 会費は、年間1口5,000円以上とし、毎年度7月末までに納入しなければならない。ただし、新規加入の場合は、入会決定後速やかに納入するものとする。

(会費等の使途)

第5条 前条の会費は、連盟の主たる目的を達成するために必要な事業費及び管理費に使用するものとする。

(退 会)

第6条 賛助会員は、退会届（様式第2号）を会長に提出し、任意に退会することができる。

(除 名)

第7条 会長は、賛助会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議に

に基づき、退会させることができる。

- (1) 連盟の規約に違反したとき
- (2) 会費を滞納したとき
- (3) その他、連盟の賛助会員としてふさわしくない行為が認められたとき

(会費の不返還)

第8条 既納の会費については、返還しない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。